

平成29年10月23日

(毎週月曜日発行)

東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
〒130-8585 一般財団法人 大蔵財務協会  
編集部 電話 03(3829)4144  
販売部 03(3829)4143  
FAX 03(3829)4003  
URL: http://www.zaikyo.or.jp

# 週刊 税のしるべ

第3288号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2017年

## 主な記事

政府税調が年末調整の電子化議論 2面  
スキャナ保存が2.8倍の1050件に 2面  
経産省が研究開発税制Q&A改定 3面  
法人税の申告所得金額が過去最高に 3面

# 役員退職給与 平均功績倍率の1.5倍まで損金算入可

## 東京地裁 処分を一部取消し

役員退職慰労金規定に基づき元代表取締役に支給した退職慰労金（役員退職給与）の額を損金算入して法人税の確定申告をしたところ、所轄税務署が同業類似法人の「平均功績倍率」をもとに計算した金額を超える支給額

## 「相手の乖離を許容」が妥当

少しでも超えたなら  
不相当に高額

「硬直的な考え方」

裁判長は13日、少なくとも税務署側の調査による平均功績倍率の数を1.5倍した功績倍率で算定された役員退職給与の額までは不相当に高額な金額には当たらないなどとし、処分を一部取り消す判決を下した。

は法人税法34条2項に定める「不相当に高額な部分の金額」に当たり、損金算入できないとして更正処分等を行い、納税者がその取消しを求めていた事案で、東京地裁（古田孝夫

裁判長）は13日、少なくとも税務署側の調査

による平均功績倍率の数を1.5倍した功績

倍率で算定された役員退職給与の額までは不

相当に高額な金額には当たらないなどとし、

処分を一部取り消す判決を下した。

は相当であると認めら

れる金額は事後的な税

務署側の調査による平

均功績倍率を適用した

乖離を許容するのが妥当

とした。

その上で、少なくとも

も税務署側の調査によ

る平均功績倍率の数に

その半数を加えた数

（平均功績倍率の数の

1.5倍に相当）を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億

1687万を超える金

額のみが「不相当に高

額な部分の金額」に当

て認められる金額を超

るものではないと判

示。本件では、税務署

側の調査による平均功

績倍率3.26倍にその

半数を加えた4.89倍

をもとに計算した3億